

「家庭的養護の推進に向けた山梨県推進計画(仮称)」(素案)の概要

社会的養護を取り巻く状況

社会的養護の現状と課題

社会環境が大きく変化する中で、全ての子どもに良質な成育環境を保障する必要がある。
虐待などにより心に傷を持つ子どもや、障害を持つ子どもが増加しており、子どもが抱える問題は多様化、複雑化、高度化している。
施設での養育困難状況が発生しており、子どもの状況に応じた質の高いケアが求められている。

基本方針

児童養護施設における
小規模化・地域分散化
乳児院における
小規模化
里親等委託の推進

【計画の性格】

地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言により作成する計画

【他の計画との関係】

「やまなし子ども・子育て支援プラン(仮称)」との整合性を図る。

【計画の期間】

平成27年度から平成41年度までの15年間を計画期間とし、5年ごとの期末に目標の見直しを行う。

【基本的な考え方】 社会的養護は、家庭養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく。

【具体的な計画】

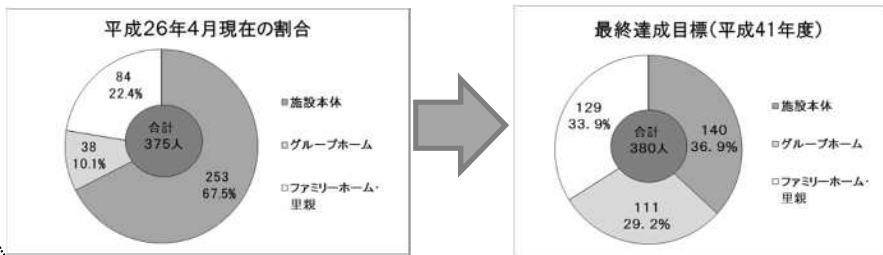
各年度における社会的養護を必要とする児童数の見込み

前期(年度)	27	28	29	30	31
措置児童数	333	334	335	337	338
中期(年度)	32	33	34	35	36
措置児童数	339	341	342	343	345
後期(年度)	37	38	39	40	41
措置児童数	346	348	349	350	352

施設本体・グループホーム・里親等を1:1:1にする……

施設の小規模化・地域分散化、家庭養護の推進の目標

施設本体、グループホーム、ファミリーホーム・里親の割合 (現在状況と最終達成目標)



本体施設の機能強化

心理療法担当職員、里親支援専門相談員などの専門的な職員の配置の推進による本体施設の専門機能の強化
家庭での養育が一時的に困難となった子どもを預かる子育て支援機能の充実

人材育成

施設における基幹的職員研修の実施等による施設職員の支援技術の向上
施設間の専門性の高い職員同士の支援技術の提供や情報交換などを行い、専門性の維持向上などのサポート体制づくり

里親・ファミリーホームにおける家庭養護の推進

全国・山梨県の里親委託率の推移(隔年)



年度	17	19	21	23	25
山梨県(%)	19.9	20.7	23.2	29.4	27.0
全国(%)	9.1	10.0	11.1	13.5	(未発表)

平成24年度の本県の里親委託率：全都道府県中第6位

家庭養護への支援

里親等に委託される子どもの多くは心に傷や心身に障害を持つ子どもであり、様々な形で問題が発生することが考えられるため、家庭養護には十分な支援が必要。

その他

心理的困難や苦しみを抱え、生きづらさを感じている情緒障害児等に対して、心理的治療などの支援を行っていく。